

議案参考資料（新旧対照）

（議案第 7 6 号～第 8 2 号・第 8 5 号・第 8 6 号）

川越市議会第 4 回定例会

令和 7 年 9 月 1 日開会

議 案 参 考 資 料 目 次

議案第 7 6 号	川越市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 7 7 号	川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第 7 8 号	川越市市民センター条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
議案第 7 9 号	川越市印鑑条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1 3
議案第 8 0 号	川越市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて・	1 5
議案第 8 1 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を定め ることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 7
議案第 8 2 号	川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例及び川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低 限度に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
議案第 8 5 号	川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する条例を定めることについて・・・・・・・・	3 0
議案第 8 6 号	川越市議会議員又は川越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を 定めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2

議案第 7 6 号参考資料

川越市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照

改	正	案	現	行
第 1 条 川越市職員の育児休業等に関する条例の一部改正 (育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 1 1 条 川越市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 1 4 号。以下「給与条例」という。）第 1 6 条第 1 項又は川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第 1 4 号。次項並びに第 3 4 条第 2 項及び第 3 項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第 9 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（市長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 略 (部分休業をすることができない職員) 第 2 8 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 (第 1 号部分休業の承認) 第 2 9 条 <u>育児休業法第 1 9 条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する部分休業（同条第 1 項に規定する部分休業をいう。次条及び第 3 4 条において同じ。）</u> <u>（以下この条において「第 1 号部分休業」という。）の承認は、3 0 分を単位として行うものとする。</u> 2 川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 1 4 条第 2 項第 7 号の			(育児休業をしている職員の期末手当等の支給) 第 1 1 条 川越市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 1 4 号。以下「給与条例」という。）第 1 6 条第 1 項又は川越市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年条例第 1 4 号。次項並びに第 3 0 条第 2 項及び第 3 項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第 9 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 箇月以内の期間において勤務した期間（市長が定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。 2 略 (部分休業をすることができない職員) 第 2 8 条 育児休業法第 1 9 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 略 (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 (部分休業_____の承認) 第 2 9 条 <u>部分休業（育児休業法第 1 9 条第 1 項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、正規の勤務時間（会計年度任用職員にあっては、当該会計年度任用職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、3 0 分を単位として行うものとする。</u> 2 川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 1 4 条第 2 項第 7 号の	

規定による特別休暇又は同条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該会計年度任用職員が川越市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和元年条例第13号）第15条第2項第7号の規定による特別休暇又は同条例第17条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第30条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下この条において「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第31条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間）

第32条 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に

規定による特別休暇又は同条例第16条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇の時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（当該会計年度任用職員が川越市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和元年条例第13号）第15条第2項第7号の規定による特別休暇又は同条例第17条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で行うものとする。

掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 会計年度任用職員以外の職員 7 7 時間 3 0 分

(2) 会計年度任用職員 当該会計年度任用職員の 1 日当たりの勤務時間数に 1
0 を乗じて得た時間

(育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 3 3 条 育児休業法第 1 9 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更（第 3 5 条において「第 3 項変更」という。）をしな
ければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 3 4 条 略

(部分休業の承認の取消事由)

第 3 5 条 育児休業法第 1 9 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

第 2 条 川越市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正

(給与の減額)

第 1 6 条 1 略

2 技能労務職員が部分休業（当該技能労務職員がその小学校就学の始期 _____
_____ に達するまでの子を養育するため、1 日につ
き _____ 2 時間（会計年度任用職員にあつては、正規の勤務時間から 5 時
間 4 5 分を減じた時間）を超えない範囲内で勤務しないこと及び 1 年につき市
長が定める時間（会計年度任用職員にあつては、1 日の勤務時間数を考慮して
市長が定める時間）を超えない範囲内で 1 日の勤務時間の全部又は一部を勤務

第 3 0 条 略

(部分休業の承認の取消事由)

第 3 1 条 第 1 8 条の規定は、部分休業について準用する。

(給与の減額)

第 1 6 条 1 略

2 技能労務職員が部分休業（当該技能労務職員がその小学校就学の始期 (会計
年度任用職員にあつては、3 歳) に達するまでの子を養育するため 1 日の勤務
時間の一部（2 時間（会計年度任用職員にあつては、正規の勤務時間から 5 時
間 4 5 分を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないこと
を

しないことをいう。）、介護休暇（当該技能労務職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該技能労務職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間（会計年度任用職員にあつては、正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第3条 川越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

（給与の減額）

第15条 1 略

2 職員等が部分休業（当該職員等がその小学校就学の始期_____

_____に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（以下この項においてこれらを「会計年度任用職員」と総称する。）にあつては、正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間）を超えない範囲内で勤務しないこと及び1年につき管理者が定める時間（会計年度任用職員にあつては、1日の勤務時間数を考慮して管理者が定める時間）を超えない範囲内で1日の勤務時間の全部又は一部を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員等が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をい

_____いう。）、介護休暇（当該技能労務職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該技能労務職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間（会計年度任用職員にあつては、正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の減額）

第15条 1 略

2 職員等が部分休業（当該職員等がその小学校就学の始期（フルタイム会計年度任用職員及びパートタイム会計年度任用職員（以下この項においてこれらを「会計年度任用職員」と総称する。）にあつては、3歳）に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間（会計年度任用職員

_____にあつては、正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことを

_____いう。）、介護休暇（当該職員等が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をい

う。)又は介護時間(当該職員等が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(2時間(会計年度任用職員にあつては、正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間)を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

う。)又は介護時間(当該職員等が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部(2時間(会計年度任用職員にあつては、正規の勤務時間から5時間45分を減じた時間)を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議案第 77 号参考資料

川越市税条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
(所得控除) 第 3 4 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 1 1 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (寄附金税額控除) 第 3 4 条の 6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額を超える場合には、当該 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額）が 2, 0 0 0 円を超える場合には、その超える金額の 1 0 0 分の 6 に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項において「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が 2, 0 0 0 円を超える場合にあっては、当該 1 0 0 分の 6 に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控	(所得控除) 第 3 4 条の 2 所得割の納税義務者が法第 3 1 4 条の 2 第 1 項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第 1 項及び第 3 項から第 1 1 項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が 2, 5 0 0 万円以下である所得割の納税義務者については、同条第 2 項、第 6 項及び第 1 1 項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (寄附金税額控除) 第 3 4 条の 6 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額を超える場合には、当該 1 0 0 分の 3 0 に相当する金額）が 2, 0 0 0 円を超える場合には、その超える金額の 1 0 0 分の 6 に相当する金額（当該納税義務者が前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項において「特例控除対象寄附金」という。）を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が 2, 0 0 0 円を超える場合にあっては、当該 1 0 0 分の 6 に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 4 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控

若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2~9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2~6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する
申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

2 ~ 9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 扶養親族 の氏名

(4) 略

2 ~ 6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する
申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公

的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）

_____を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) 扶養親族_____の氏名

(4) 略

2～5 略

附 則

（公益法人等に係る市民税の課税の特例）

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。）を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、令附則第3条の2の

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第93条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第93条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第94条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第95条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第93条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

- (1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによつて喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもつて紙巻たばこの20本に換算する方

3の規定により、これに同項に規定する財産（同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。）に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

法

- 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第94条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。
- (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの
- (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第94条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

議案第 7 8 号参考資料

川越市市民センター条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案			現 行		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
川越市芳野市民センター～川越市川鶴市民センター 略			川越市芳野市民センター～川越市川鶴市民センター 略		
川越市霞ヶ関北 市民センター	<u>川越市霞ヶ関北六丁目 3 0 番地 2</u>	略	川越市霞ヶ関北 市民センター	<u>川越市霞ヶ関北三丁目 1 2 番地 4</u>	略
川越市大東市民センター 略			川越市大東市民センター 略		

議案第 7 9 号参考資料

川越市印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
(登録) 第 6 条 1 略 2 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5)～(7)</u> 略 3 市長は、印鑑登録原票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。<u>第 1 3 条において同じ。</u>）をもつて調製することができる。 (印鑑登録証明書) 第 1 3 条 印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取つて磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)及び(2) 略 <u>(3)及び(4)</u> 略 (印鑑登録証明書の交付) 第 1 4 条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付	(登録) 第 6 条 1 略 2 市長は、印鑑登録原票を備え、印影のほか当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(4) 略 <u>(5) 男女の別</u> <u>(6)～(8)</u> 略 3 市長は、印鑑登録原票を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。<u>以下</u> <u> </u> <u>同じ。</u>）をもつて調製することができる。 (印鑑登録証明書) 第 1 3 条 印鑑登録証明書は、印鑑の登録を受けている者に係る印鑑登録原票に登録されている印影の写し（印鑑登録原票に登録されている印影を光学画像読取装置（これに準ずる方法により一定の画像を正確に読み取ることができる機器を含む。）により読み取つて磁気ディスクに記録したものに係るプリンターからの打ち出しを含む。）について市長が証明するものとし、併せて次に掲げる事項を記載するものとする。 (1)及び(2) 略 <u>(3) 男女の別</u> <u>(4)及び(5)</u> 略 (印鑑登録証明書の交付) 第 1 4 条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、印鑑登録証明書の交付

を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に市民カードを添え、市長に申請しなければならない。ただし、印鑑の登録を受けている者であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を持つもの（次項において「電子証明書記録個人番号カード保有者」という。）が、当該個人番号カードを用いる電子利用者証明（同法第2条第2項に規定する電子利用者証明をいう。）を行つて印鑑登録証明書交付申請書を市長に提出することその他規則で定める方法により印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、電子証明書記録個人番号カード保有者は、規則で定めるところにより、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であつて、印鑑登録証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。）による印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

を受けようとするときは、印鑑登録証明書交付申請書に市民カードを添え、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）を持つものは、本市の電子計算組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

議案第 80 号参考資料

川越市無料低額宿泊所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
目次 第 1 章～第 4 章 略 第 5 章 罰則（第 4 6 条—<u>第 4 8 条</u>） 附則 （事業の停止等） 第 3 8 条 1 略 2 市長は、<u>第 3 4 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をした事業者が、同条第 3 項から第 5 項までの規定若しくは前条の規定による命令に違反し、第 4 2 条第 1 項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、若しくは被保護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。</u> （適用除外） 第 4 4 条 第 3 4 条、第 3 5 条、第 3 7 条、第 3 8 条、第 4 1 条、第 4 2 条（第 3 6 条の規定に係る報告の徴収及び立入検査等を除く。）<u>及び第 4 6 条から第 4 8 条までの規定は、無料低額宿泊事業については、適用しない。</u> <u>第 4 7 条 第 3 4 条第 2 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、30 万円以下の罰金に処する。</u> <u>第 4 8 条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前 2 条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰す	目次 第 1 章～第 4 章 略 第 5 章 罰則（第 4 6 条・<u>第 4 7 条</u>） 附則 （事業の停止等） 第 3 8 条 1 略 2 市長は、<u>事業者が、第 3 4 条第 3 項</u> <u>から第 5 項までの規定若しくは前条の規定による命令に違反し、第 4 2 条第 1 項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入り、検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は被保護者等住居・生活サービス提供事業に関し不当に営利を図り、若しくは被保護者等の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業者に対し、期限を定めて、被保護者等住居・生活サービス提供事業を行うことを制限し、又はその停止を命ずることができる。</u> （適用除外） 第 4 4 条 第 3 4 条、第 3 5 条、第 3 7 条、第 3 8 条、第 4 1 条、第 4 2 条（第 3 6 条の規定に係る報告の徴収及び立入検査等を除く。）<u>、第 4 6 条及び第 4 7 条</u> <u>の規定は、無料低額宿泊事業については、適用しない。</u> <u>第 4 7 条</u> 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、<u>前条</u>の違反行為をしたときは、行為者を罰す

るほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

るほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

議案第 8 1 号参考資料

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例新旧対照

改 正 案	現 行
第 1 条 川越市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部改正 (対象者) 第 3 条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者又は規則で定める社会保険各法（第 4 条及び第 8 条において「社会保険各法」という。）に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 略 (2) 前号に掲げる者以外の者で次のいずれかに該当するもの ア 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項の規定による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けて、次に掲げるいずれかの施設又は住居に入所し、又は入居している者 (ア)及び(イ) 略 (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 8 項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居 イ～セ 略 2 略	(対象者) 第 3 条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者又は規則で定める社会保険各法（第 4 条及び第 8 条において「社会保険各法」という。）に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であつた者を含む。以下「被保険者等」という。）及び被扶養者である重度心身障害者であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 略 (2) 前号に掲げる者以外の者で次のいずれかに該当するもの ア 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項又は第 3 0 条第 1 項の規定による介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受けて、次に掲げるいずれかの施設又は住居に入所し、又は入居している者 (ア)及び(イ) 略 (ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 1 7 項に規定する共同生活援助（以下「共同生活援助」という。）を行う住居 イ～セ 略 2 略

第2条 川越市みよしの支援センター条例の一部改正

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第15項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。）を行う施設として、川越市みよしの支援センター（以下「センター」という。）を川越市宮下町一丁目19番地13に設置する。

第3条 川越市職業センター条例の一部改正

(設置)

第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第5項に規定する授産施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第15項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。）を行う施設（次条において「障害福祉サービス施設」という。）として、川越市職業センター（以下「センター」という。）を川越市大字笠幡4033番地2に設置する。

第4条 川越市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等（法第5条第24項に規定する支給決定障害者等をいう。）が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、規則で定める運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第14項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。）を行う施設として、川越市みよしの支援センター（以下「センター」という。）を川越市宮下町一丁目19番地13に設置する。

(設置)

第1条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第5項に規定する授産施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第14項に規定する就労継続支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型に限る。）を行う施設（次条において「障害福祉サービス施設」という。）として、川越市職業センター（以下「センター」という。）を川越市大字笠幡4033番地2に設置する。

(内容及び手続の説明及び同意)

第6条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等（法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、規則で定める運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説

明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

第5条 川越市児童発達支援センター条例の一部改正

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) 略

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第19項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）

(5) 障害者総合支援法第5条第20項に規定する基本相談支援（以下「基本相談支援」という。）

(6) 略

第6条 川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第19項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 略

(事業)

第3条 センターは、次に掲げる事業を行う。

(1)～(3) 略

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項に規定する計画相談支援（以下「計画相談支援」という。）

(5) 障害者総合支援法第5条第19項に規定する基本相談支援（以下「基本相談支援」という。）

(6) 略

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第18項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 略

議案第 8 2 号参考資料

川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例及び川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改

正

案

現

行

第 1 条 川越市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

(建築物の高さ等の制限)

第 9 条 建築物の最高の高さ及び建築物の各部分の高さは、別表第 2 に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表カ欄に掲げる数値以下でなければならない。ただし、同欄に日影に関する建築物の高さの制限又は建築物の各部分の高さの制限について特に定めがある計画地区にあっては、当該計画地区における建築物の最高の高さ又は建築物の各部分の高さは、同欄に定めるところによらなければならない。

(建築物の敷地が計画地区の区域の内外にわたる場合等の措置)

第 1 0 条 1 略

2 建築物の敷地が計画地区の 2 以上にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半の属する計画地区に係る第 4 条及び第 7 条の規定を適用する。ただし、圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区整備計画区域の計画地区にあっては、この限りでない。

3 略

別表第 1 (第 3 条関係)

名 称	区 域
上戸新町地区地区整備計画区域～増形地区地区整備計画区域	略
圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区整備計	令和 6 年川越市告示第 6 7 4 号に定める川越都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

(建築物の最高の高さ及び各部分の高さの最高限度)

第 9 条 建築物の最高の高さ及び各部分の高さは、別表第 2 に掲げる計画地区の区分に応じ、それぞれ同表カ欄に掲げる数値以下でなければならない。

(建築物の敷地が計画地区の区域の内外にわたる場合等の措置)

第 1 0 条 1 略

2 建築物の敷地が計画地区の 2 以上にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の過半の属する計画地区に係る第 4 条及び第 7 条の規定を適用する。

3 略

別表第 1 (第 3 条関係)

名 称	区 域
上戸新町地区地区整備計画区域～増形地区地区整備計画区域	略

画区域	
-----	--

別表第2（第4条—第9条関係）

名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
上戸新町地区地区整備計画区域～増形地区地区整備計画区域 略							
圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区整備計画区域	産業A地区（圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区計画（以下この部において「圏央鶴ヶ島笠幡地区地区計画」という。）の計画図に表示する産業A地区をいう。）	次の各号のいずれかに該当する建築物以外の建築物 (1) 法別表第2(㌖)項に掲げる建築物。ただし、物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が150平方メートル以下のものを除く。 (2) 法別表第2(㌖)項第1号及び第2号に掲げる建築物 (3) カラオ			(1) 10,000平方メートル (2) 建築物の敷地が川越都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区計画の区域及び坂戸都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側地区地区計画の区域と一体となつた場合における	建築物の外壁又はこれに代わる柱（屋根、軒、ひさし、階段、ランプウェイ、出窓、ベランダ、バルコニーその他これらに類する建築物の部分を含む。以下この部において同じ。）の面は、次に掲げる壁面線を超えてはならない。ただし、敷地の出入口となる部分については、この限りでない。 (1) 圏央鶴ヶ島笠幡地区地区計画の計画の計画図に表示する道路境界線	(1) 建築物の最高の高さは、40メートル以下とする。 (2) 高さが10メートルを超える建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間、平均地盤面からの高さが0メートルの水平面に、圏央鶴ヶ島笠幡地区地区計画の区域、川越都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側下高萩新田地区地区計画の区域及び坂戸都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ

別表第2（第4条—第9条関係）

名称	計画地区	ア	イ	ウ	エ	オ	カ
上戸新町地区地区整備計画区域～増形地区地区整備計画区域 略							

	ケボックスその他これに類する建築物 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類する建築物 (5) 公衆浴場 (6) 診療所（当該地区内の事業所のための診療所を除く。以下この部において同じ。） (7) 保育所その他これに類する建築物（当該地区内の事業所のための保育施設を除く。以下この部において同じ。） (8) 老人福祉センター、児童	る敷地面積は、これらの地区計画の区域内の敷地面積を含めて算定するものとする。 (2) 圏央鶴ヶ島笠幡地区地区計画の計画図に表示する道路境界線及び水路境界線からの水平距離を2メートルとした壁面線（以下この部において「2号壁面線」という。）	及び水路境界線からの水平距離を10メートルとした壁面線（以下この部において「1号壁面線」という。） 南側地区地区計画の区域が一体となった区域（以下この部において「圏央鶴ヶ島インターチェンジ周辺地区の区域」という。）を越える範囲（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業地域及び工業専用地域、道路並びに水路を除く。以下この部において、3時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。） (3) 同一の敷地内に2以上の建築物がある場合
--	---	--	---

		厚生施設 その他これらに類する建築物				においては、 これらの建築物を一の建築物とみなして、前号の規定を適用する。
		(9) 自動車教習所				(4) 階段室、 昇降機塔、 装飾塔、物見塔、屋窓 その他これらに類する建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物（避雷針等を除く。） は、当該建築物の高さに算入する。
		(10) 畜舎				
		(11) 火葬・墓地管理業又は冠婚葬祭業の用に供する建築物				(5) 前号に規定するもの並びに建築物と一体となつて屋上に設置する工作物及び建築設備（避雷針等を除く。）の高さは、5メートル以下とする。
		(12) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項に規定する一般廃棄物又は同条第4項に規定する産業廃棄物（以下この部において「一般廃棄物等」という。）の処理の用に供する建築物				
		(13) レディーミクス				

		<u>トコンク リートの 製造を営 む工場</u>					<u>(6) 前各号の 規定は、電 気事業法（ 昭和39年 法律第17 0号）第2 条第1項第 16号に規 定する電気 事業（同項 第2号に規 定する小売 電気事業を 除く。以下 この部にお いて「電気 事業」とい う。）の用 に供する施 設について は、適用し ない。</u>
<u>産業B地 区（圏央 鶴ヶ島笠 幡地区地 区計画の 計画図に 表示する 産業B地 区をいう。）</u>	<u>次の各号の いずれかに 該当する建 築物以外の 建築物</u> <u>(1) 法別表 第2(㌾)項 に掲げる 建築物。</u> <u>ただし、 物品販売 業を営む 店舗又は 飲食店の 用途に供 する建築</u>		<u>(1) 6, 000 平方メ ートル</u> <u>(2) 建築 物の敷 地が川 越都市 計画圏 央鶴ヶ 島イン ターチ ェンジ 南側下 高萩新 田地区</u>	<u>建築物の外 壁又はこれ に代わる柱 の面は、1 号壁面線及 び2号壁面 線を超えて はならない。 ただし、敷 地の出入口 となる部分 については、 この限りで ない。</u>	<u>(1) 建築物の 最高の高さ は、31メ ートル以下 とする。</u> <u>(2) 高さが1 0メートル を超える建 築物は、冬 至日の真太 陽時による 午前8時か ら午後4時 までの間、 平均地盤面 からの高さ</u>		

	<u>物のうち、</u> <u>その用途</u> <u>に供する</u> <u>部分の床</u> <u>面積の合</u> <u>計が15</u> <u>0平方メ</u> <u>ートル以</u> <u>下のもの</u> <u>を除く。</u>		<u>地区計</u> <u>画の区</u> <u>域及び</u> <u>坂戸都</u> <u>市計画</u> <u>圏央鶴</u> <u>ヶ島イ</u> <u>ンター</u> <u>チェン</u> <u>ジ南側</u> <u>地区地</u> <u>区計画</u> <u>の区域</u> <u>と一体</u> <u>となっ</u> <u>た場合</u> <u>におけ</u> <u>る敷地</u> <u>面積は、</u> <u>これら</u> <u>の地区</u> <u>計画の</u> <u>区域内</u> <u>の敷地</u> <u>面積を</u> <u>含めて</u> <u>算定す</u> <u>るもの</u> <u>とする。</u>	<u>が0メー</u> <u>ルの水平</u> <u>面に、</u> <u>圏央鶴</u> <u>ヶ島イン</u> <u>ターチェ</u> <u>ンジ</u> <u>周辺地区</u> <u>の区域を</u> <u>越える</u> <u>範囲にお</u> <u>いて、3時</u> <u>間以上日影</u> <u>となる部分</u> <u>を生じさせ</u> <u>ることのな</u> <u>いものとし</u> <u>なければな</u> <u>らない。</u>
	<u>(2) 法別表</u> <u>第2(5)項</u> <u>第1号及</u> <u>び第2号</u> <u>に掲げる</u> <u>建築物</u>			<u>(3) 同一の敷</u> <u>地内に2以</u> <u>上の建築物</u> <u>がある場合</u> <u>においては、</u> <u>これらの建</u> <u>築物を一の</u> <u>建築物とみ</u> <u>なして、前</u> <u>号の規定を</u> <u>適用する。</u>
	<u>(3) カラオ</u> <u>ケボック</u> <u>スその他</u> <u>これに類</u> <u>する建築</u> <u>物</u>			<u>(4) 階段室、</u> <u>昇降機塔、</u> <u>装飾塔、物</u> <u>見塔、屋窓</u> <u>その他これ</u> <u>らに類する</u> <u>建築物の屋</u> <u>上部分及び</u> <u>棟飾、防火</u> <u>壁の屋上突</u> <u>出部その他</u>
	<u>(4) 神社、</u> <u>寺院、教</u> <u>会その他</u> <u>これらに</u> <u>類する建</u> <u>築物</u>			
	<u>(5) 公衆浴</u> <u>場</u>			
	<u>(6) 診療所</u>			
	<u>(7) 保育所</u> <u>その他こ</u> <u>れに類す</u> <u>る建築物</u>			
	<u>(8) 老人福</u> <u>祉センタ</u> <u>ー、児童</u>			

		<u>厚生施設</u> <u>その他これらに類する建築物</u> <u>(9) 自動車教習所</u> <u>(10) 畜舎</u> <u>(11) 火葬・墓地管理業又は冠婚葬祭業の用に供する建築物</u> <u>(12) 一般廃棄物等の処理の用に供する建築物</u> <u>(13) レディーミクストコンクリートの製造を営む工場</u>				<u>これらに類する屋上突出物（避雷針等を除く。）は、当該建築物の高さに算入する。</u> <u>(5) 前号に規定するもの並びに建築物と一体となって屋上に設置する工作物及び建築設備（避雷針等を除く。）の高さは、5メートル以下とする。</u> <u>(6) 前各号の規定は、電気事業の用に供する施設については、適用しない。</u>	
	<u>産業C地区（圏央鶴ヶ島笠幡地区地区計画の計画図に表示する産業C地区をいう。）</u>	<u>次の各号のいずれかに該当する建築物以外の建築物</u> <u>(1) 法別表第2(㌘)項に掲げる建築物。</u> <u>ただし、物品販売</u>		<u>(1) 10,000平方メートル</u> <u>(2) 建築物の敷地が川越都市計画圏中央鶴ヶ島イン</u>	<u>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、1号壁面線及び2号壁面線を超えてはならない。ただし、敷地の出入口となる部分</u>	<u>(1) 建築物の最高の高さは、31メートル以下とする。</u> <u>(2) 高さが10メートルを超える建築物は、冬至日の真太陽時による</u>	

		業を営む 店舗又は 飲食店の 用途に供 する建築 物のうち、 その用途 に供する 部分の床 面積の合 計が15 0平方メ ートル以 下のもの を除く。			ターチ ェンジ 南側下 高萩新 田地区 地区計 画の区 域及び 坂戸都 市計画 圏央鶴 ヶ島イ ンター チェン ジ南側 地区地 区計画 の区域 と一体 となっ た場合 におけ る敷地 面積は、 これら の地区 計画の 区域内 の敷地 面積を 含めて 算定す るもの とする。	については、 この限りで ない。	午前8時か ら午後4時 までの間、 平均地盤面 からの高さ が0メート ルの水平面 に、圏央鶴 ヶ島インタ ーチェンジ 周辺地区の 区域を越え る範囲にお いて、3時 間以上日影 となる部分 を生じさせ ることのな いものとし なければな らない。
		(2) 法別表 第2(5)項 第1号及 び第2号 に掲げる 建築物					(3) 同一の敷 地内に2以 上の建築物 がある場合 においては、 これらの建 築物を一の 建築物とみ なして、前 号の規定を 適用する。
		(3) カラオ ケボックスその他 これに類 する建築 物					(4) 階段室、 昇降機塔、 装飾塔、物 見塔、屋窓 その他これ らに類する
		(4) 神社、 寺院、教 会その他 これらに 類する建 築物					
		(5) 公衆浴 場					
		(6) 診療所					
		(7) 保育所 その他こ					

		れに類する建築物				建築物の屋上部分及び棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物（避雷針等を除く。）は、当該建築物の高さに算入する。	
		(8) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する建築物				(5) 前号に規定するもの並びに建築物と一体となって屋上に設置する工作物及び建築設備（避雷針等を除く。）の高さは、5メートル以下とする。	
		(9) 自動車教習所				(6) 前各号の規定は、電気事業の用に供する施設については、適用しない。	
		(10) 畜舎					
		(11) 火葬・墓地管理業又は冠婚葬祭業の用に供する建築物					
		(12) 一般廃棄物等の処理の用に供する建築物					
		(13) レディーミクストコンクリートの製造を営む工場					

第 2 条 川越市地区計画区域内における建築物の緑化率の最低限度に関する条例の一部改正

(適用区域)

第 3 条 この条例は、次の表に掲げる区域に適用する。

名 称	区 域
-----	-----

(適用区域)

第 3 条 この条例は、次の表に掲げる区域に適用する。

名 称	区 域
-----	-----

鴨田地区地区整備計画区域及び増形地区地区整備計画区域 略	
圏央鶴ヶ島インターチェンジ 南側笠幡地区地区整備計画区 域	令和6年川越市告示第674号に定める川越 都市計画圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠 幡地区地区計画の区域のうち、地区整備計画 が定められた区域

(建築物の緑化率の最低限度)

第4条 前条の表に掲げる区域内において、建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

鴨田地区地区整備計画区域及び増形地区地区整備計画区域 略	
圏央鶴ヶ島インターチェンジ 南側笠幡地区地区整備計画区 域	10分の2

2 増形地区地区整備計画区域及び圏央鶴ヶ島インターチェンジ南側笠幡地区地区整備計画区域における建築物の緑化率を算定する場合において、当該建築物の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の区域内にある建築物の緑化施設の面積及び敷地面積を含めることができる。

3 略

鴨田地区地区整備計画区域及び増形地区地区整備計画区域 略

(建築物の緑化率の最低限度)

第4条 前条の表に掲げる区域内において、建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化率を、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合以上としなければならない。当該新築又は増築をした建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

鴨田地区地区整備計画区域及び増形地区地区整備計画区域 略

2 増形地区地区整備計画区域_____における建築物の緑化率を算定する場合において、当該建築物の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、当該地方公共団体の区域内にある建築物の緑化施設の面積及び敷地面積を含めることができる。

3 略

議案第 85 号参考資料

川越市公民館設置条例及び川越市公民館使用条例の一部を改正する条例新旧対照

改

正

案

現

行

第 1 条 川越市公民館設置条例の一部改正

(設置)

第 1 条 本市は、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 2 4 条の規定に基づき、公民館を次のとおり設置する。

川越市中央公民館～川越市霞ヶ関西公民館 略

川越市霞ヶ関北公民館 川越市霞ヶ関北六丁目 3 0 番地 2

川越市川鶴公民館 略

2 及び 3 略

第 2 条 川越市公民館使用条例の一部改正

別表第 1（第 3 条関係）

公 民 館 使 用 料

公民館名	室 名	午 前	午後 1	午後 2	夜 間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時 3 0 分まで	午後 4 時から午後 6 時 3 0 分まで	午後 7 時から午後 9 時 3 0 分まで
中央公民館～霞ヶ関西公民館 略					
霞ヶ関北公民館	講座室 1 号	1, 3 0 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0
	講座室 2 号	1, 3 0 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0
	講座室 3 号	1, 3 0 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0
	講座室 4 号	1, 3 0 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0	1, 0 5 0
	和室	8 0 0	6 5 0	6 5 0	6 5 0

(設置)

第 1 条 本市は、社会教育法（昭和 2 4 年法律第 2 0 7 号）第 2 4 条の規定に基づき、公民館を次のとおり設置する。

川越市中央公民館～川越市霞ヶ関西公民館 略

川越市霞ヶ関北公民館 川越市的場北一丁目 1 8 番地 6

川越市川鶴公民館 略

2 及び 3 略

別表第 1（第 3 条関係）

公 民 館 使 用 料

公民館名	室 名	午 前	午後 1	午後 2	夜 間
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 3 時 3 0 分まで	午後 4 時から午後 6 時 3 0 分まで	午後 7 時から午後 9 時 3 0 分まで
中央公民館～霞ヶ関西公民館 略					
霞ヶ関北公民館	会議室 1 号	9 5 0	7 5 0	7 5 0	7 5 0
	会議室 2 号	9 5 0	8 0 0	8 0 0	8 0 0
	会議室 3 号	9 0 0	7 5 0	7 5 0	7 5 0
	会議室 4 号	6 0 0	5 0 0	5 0 0	5 0 0
	会議室 5 号	8 0 0	6 5 0	6 5 0	6 5 0

	音楽室	<u>1, 2 0 0</u>	<u>1, 0 0 0</u>	<u>1, 0 0 0</u>	<u>1, 0 0 0</u>
	実習室	<u>1, 3 0 0</u>	<u>1, 0 5 0</u>	<u>1, 0 5 0</u>	<u>1, 0 5 0</u>
川鶴公民館及び伊勢原公民館 略					

備考 略

	講座室	<u>9 5 0</u>	<u>8 0 0</u>	<u>8 0 0</u>	<u>8 0 0</u>
	和室	<u>4 5 0</u>	<u>3 5 0</u>	<u>3 5 0</u>	<u>3 5 0</u>
	音楽室	<u>4 0 0</u>	<u>3 5 0</u>	<u>3 5 0</u>	<u>3 5 0</u>
	実習室	<u>9 0 0</u>	<u>7 5 0</u>	<u>7 5 0</u>	<u>7 5 0</u>
川鶴公民館及び伊勢原公民館 略					

備考 略

議案第 86 号参考資料

川越市議会議員又は川越市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照

改 正 案	現 行
(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額) 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。 (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を	(選挙運動用ビラの作成の公費の支払) 第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額) 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。 (選挙運動用ポスターの作成の公費の支払) 第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に1.2を乗じて得た数（1枚未満の端数がある場合には、その端数は、1枚とする。）の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。